国際的な人の往来の再開

令和2年10月30日

- 1. 日本在住のビジネスパーソンの短期出張ニーズへの対応 11 月1日から、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置(注 1)を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認める。
- (注1) 新型コロナウイルス検査、帰国後 14 日間の公共交通機関不使用及び位置情報の保存、誓約書及び「本邦活動計画書」の提出等(入国拒否対象地域への出張の場合は、機内及び帰国後 14 日間のマスク着用並びに受入責任者による健康フォローアップの実施について誓約を求める)。また、渡航先への滞在期間は7日以内(渡航先での隔離要請期間を除く)に限定するとともに、渡航先での滞在場所は業務上必要最小限のものとし、感染防止対策を徹底することについても誓約を求める。
- 2. 入国拒否対象地域の指定解除・追加指定 (注2)
- (1)入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の指定を解除(注3)。ただし、当該国・地域の感染状況いかんによっては、再度入国拒否対象地域に指定することを検討。

豪州、シンガポール、タイ、韓国、中国(香港及びマカオを含む)、 ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、台湾

(2)入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下の国・地域の全域を指定。14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

ミャンマー、ヨルダン

- (注2) 本措置を受け、入国拒否を行う対象地域は、合計で152か国・地域となる。
- (注3) 入国拒否対象地域の指定解除の後も、既に実施済みの査証免除措置の停止措 置及び発給済み査証の効力停止措置は継続する。

3. 検疫の強化等

上記2.(1)に掲げる国・地域からの入国者については、入国前 14 日以内に上陸拒否対象地域に滞在歴がない限り、原則として、新 型コロナウイルス検査の実施対象としない。14 日以内に上記2.(2) の入国拒否対象地域に滞在歴のある入国者について、新型コロナウ イルス検査の実施対象とする。

4. 査証の制限

上記2.(1)の国・地域のうち、豪州、ニュージーランド、台湾に対する査証免除措置を停止する。また、これらの国・地域との間のAPEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を停止する。

上記2.、3. 及び4. の措置は、11月1日午前0時から当分の間 実施する。実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者も対象 とする。

以上